

(3) 市町村教育委員会への支援

イ 必要性

県内の多くの市町村において甚大な被害を受け、被災地の市町村教育委員会においては職員の多くも被災しており、教育委員会の機能を果たすことが困難な状況にあったことから市町村教育委員会への支援が急務であった。

(イ) 指導主事等を被害の大きい市町村教育委員会へ派遣

関係市町村教育委員会と調整の上、義務教育課及び各教育事務所等の指導主事等を被害の大きい市町村教育委員会に派遣し、支援に当たることとした。

- ・ 派遣期間

平成 23 年 4 月から 7 月末日まで(状況に応じて派遣日数及び派遣期間の延長にも柔軟に対応)、週 4 日程度

- ・ 派遣人数

1 市町村教育委員会あたり 1 人から 5 人(状況に応じて派遣職員の増員にも柔軟に対応)

- ・ 身分

関係市町村教育委員会へ公務出張という形で派遣(従事する業務内容によっては、市町村教育委員会職員との併任発令もできるよう検討)、旅費は県で負担

- ・ 派遣実績

12 市町教育委員会(気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、大崎市、七ヶ浜町、塩竈市、亶理町、岩沼市、名取市、山元町)に指導主事等 32 人を延べ 1,024 回派遣(7 月末日まで)。

- ・ 業務内容

転入・転出の手続き、就学資料の作成、就学援助事務の支援、避難所業務や支援物資の仕分け作業、小・中学校の学校再開に向けてのハード面・ソフト面での支援、児童生徒の安全確保や生徒指導等多岐にわたる。

※派遣の延期：学校への支援として、8 月以降も継続して教育事務所の指導主事等を派遣(石巻市)

(ロ) 事務職員の市町教育委員会への派遣

上記 a の指導主事等の派遣と同様、事務職員についても関係市町教育委員会からの要請等に基づき派遣し、支援に当たることとした。

- ・ 派遣期間

平成 23 年 4 月から 10 月末日まで(ほとんどは 9 月末日までの派遣)、週 4 日程度

- ・ 派遣人数

1 市町教育委員会当たり 1 人

- ・ 派遣実績

市町教育委員会(気仙沼市、南三陸町、東松島市、亶理町、山元町)に延べ 12 人を派遣

- ・ 身分及び業務内容

指導主事等と同様(生徒指導を除く)

(ハ) 指導主事学校訪問

i 支援のために派遣中の7月までは実施せず

計画していた市町村教育委員会の要請による指導主事学校訪問を平成23年7月までは行わない旨、4月5日に各市町村教育委員会及び各教育事務所（地域事務所）に通知した。

ii 8月以降は要請に応じて実施

教育課程，学習指導，生徒指導，その他学校教育に関する専門事項について，各学校の課題や被災の状況に応じた指導・助言を行うため，8月以降，市町村教育委員会の要請に応えながら指導主事訪問を実施する旨，5月27日に各市町村教育委員会及び各教育事務所（地域事務所）に通知した。

□ 課題

市町村教育委員会の要請と県や全国からの支援を円滑に繋ぐためにも，単なる業務の支援のみならず県と市町村の連絡調整役であることをより意識して派遣業務に当たる必要がある。